

下水道未普及早期解消のための事業推進マニュアル 【官民連携事業導入編】

マニュアル改訂の構成・ポイント

平成30年11月30日

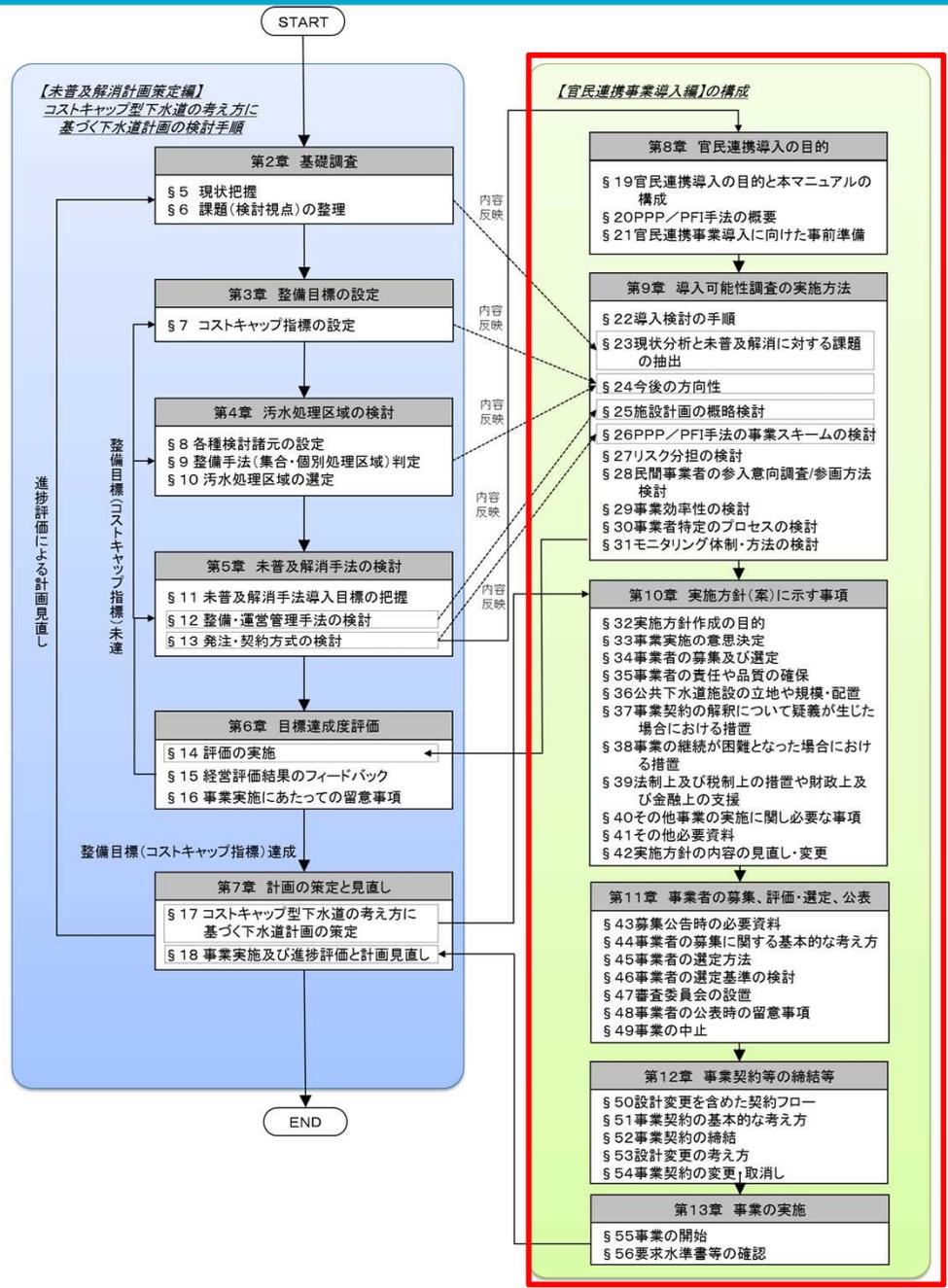
国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室

1. はじめに
2. 官民連携導入の目的(マニュアル第8章)
3. 導入可能性調査の実施方法(マニュアル第9章)
4. 実施方針(案)に示す事項(マニュアル第10章)
5. 事業者の募集、評価・選定、公表(マニュアル第11章)
6. 事業契約等の締結等(マニュアル第12章)
7. 事業の実施(マニュアル第13章)

1.はじめに

下水道未普及早期解消のための事業推進マニュアルについて

- 本マニュアルは、下水道未普及解消事業を地方公共団体が容易に推進できるよう、「地域の実情に応じた下水道計画の見直しや、早期・低コスト型下水道整備手法の導入」「管渠整備における官民連携事業の導入」について、より実践的な検討手順等を示すものであり、【未普及解消計画策定編】と【官民連携事業導入編】の2部で構成
- 【未普及解消計画策定編】では、地方公共団体が「コストキャップ型下水道」の考え方に基づく下水道計画を策定する際に必要な手順及び考え方を示している。
- 【官民連携事業導入編】では、地方公共団体が下水道未普及解消事業において、PPP/PFI手法の導入を検討する際に必要な手順及び考え方等を示している。



平成30年3月、下水道管路面整備における設計施工一括発注方式の先進事例を元に、契約手続きの進め方や業者選定手法等について取りまとめを行い、マニュアル（官民連携事業導入編）を改訂

検討フロー及び【未普及解消計画策定編】と【官民連携事業導入編】との関係性

官民連携事業導入編の構成について

第8章 官民連携導入の目的

- § 19 官民連携導入の目的と本マニュアルの構成
- § 20 PPP／PFI手法の概要
- § 21 官民連携事業導入に向けた事前準備

第9章 導入可能性調査の実施方法

- § 22 導入検討の手順
- § 23 現状分析と未普及解消に対する課題の抽出
- § 24 今後の方向性
- § 25 施設計画の概略検討
- § 26 PPP／PFI手法の事業のスキームの検討
- § 27 リスク分担の検討
- § 28 民間事業者の参入意向調査／参画方法検討
- § 29 事業効率性の検討
- § 30 事業者特定のプロセスの検討
- § 31 モニタリング体制・方法の検討

第10章 実施方針(案)に示す事項

- § 32 実施方針作成の目的
- § 33 事業実施の意思決定
- § 34 事業者の募集及び選定
- § 35 事業者の責任や品質の確保
- § 36 公共下水道施設の立地や規模・配置
- § 37 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置
- § 38 事業の継続が困難となった場合における措置
- § 39 法制上及び税制上の措置や財政上及び金融上の支援
- § 40 その他事業の実施に関し必要な事項
- § 41 その他必要資料
- § 42 実施方針の内容の見直し・変更

第11章 事業者の募集、評価・選定、公表

- § 43 募集公告時の必要資料
- § 44 事業者の募集に関する基本的な考え方
- § 45 事業者の選定方法
- § 46 事業者の選定基準の検討
- § 47 審査委員会の設置
- § 48 事業者の公表時の留意事項
- § 49 事業の中止

第12章 事業契約等の締結等

- § 50 設計変更を含めた契約フロー
- § 51 事業契約の基本的な考え方
- § 52 事業契約の締結
- § 53 設計変更の考え方
- § 54 事業契約の変更・取消し

第13章 事業の実施

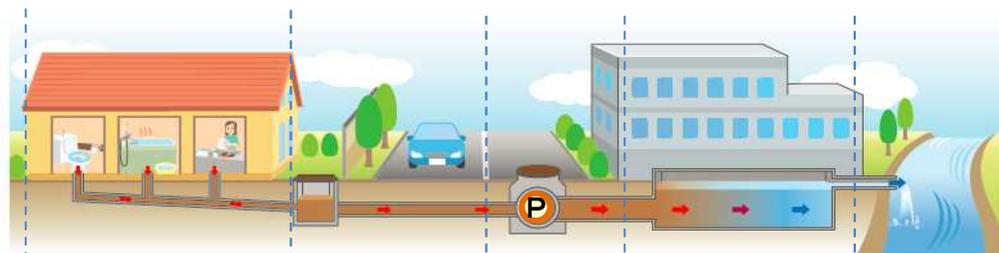
- § 55 事業の開始
- § 56 要求水準書等の確認

朱書き部は、今回のマニュアル内容を示す

2.官民連携導入の目的 (マニュアル第8章)

§ 20 PPP/PFI手法の概要

○未普及解消に適用される主なPPP/PFI手法は以下の3つがある。事業効率性の最大化という目的を達成可能な方式を選択する必要があり、個々の地方公共団体において設定した目的や解決したい課題を踏まえて選択する。



方式	概要	適用基準例	宅内排水設備	管渠	マンホールポンプ	処理場	備考
PFI方式	<ul style="list-style-type: none"> ● 設計・施工・維持管理に関与する企業がSPC(特別目的会社)を設立し発注者と事業契約を締結し、サービス料収入が受注者に支払われる仕組み ● 管路施設に加えて処理場、汚泥関連施設、複数のマンホールポンプが事業対象 ● 包括管理と運営の合理化に加え、発注者自ら多額の財政支出を負う必要がなく財政質の平準化が可能 	処理場から管渠までを一貫して対象範囲とし、民間のファイナンスを活用して整備される。					宅内配管の整備について民間資金活用により利用者の負担軽減策等の導入が可能になり接続率増加が期待できる。
DBO方式	<ul style="list-style-type: none"> ● 設計・施工に加え施設の維持管理を一括して発注 ● 事業対象施設はPFI方式と同様 ● 包括管理と運営の合理化(資金調達は発注者である下水道事業者等が負う) 	処理場等の整備・維持管理を対象範囲とし、企業債を活用したほうが効率的と地方公共団体が判断した場合に用いられる。					ただし真空管等を整備対象に含む場合はDBO方式を指向することを想定している。
DB一括発注方式	<ul style="list-style-type: none"> ● 設計・施工(詳細設計から施工、清算設計まで)を一括して発注 ● 維持管理を必要としない管渠を含む管路施設に適し、設計から完工までの一貫管理により事業効率化 	管渠のうち一部の面的整備など、維持管理・運営を伴わない場合に用いられる。					ポンプや処理場施設においてもDB方式の適用は当然可能である。

§ 21 官民連携事業導入に向けた事前準備①

○地方公共団体がPPP/PFI手法を用いて未普及解消事業を実施するにあたり、当該事業の実施に関する地方公共団体側の一連の手続について、実務上必要となる各手続における留意点や関係の庁内手続を記載する。

<事前に整理しておくべき内容>

■ 実質的な導入可能性調査を行う前に、事業の課題を整理する。

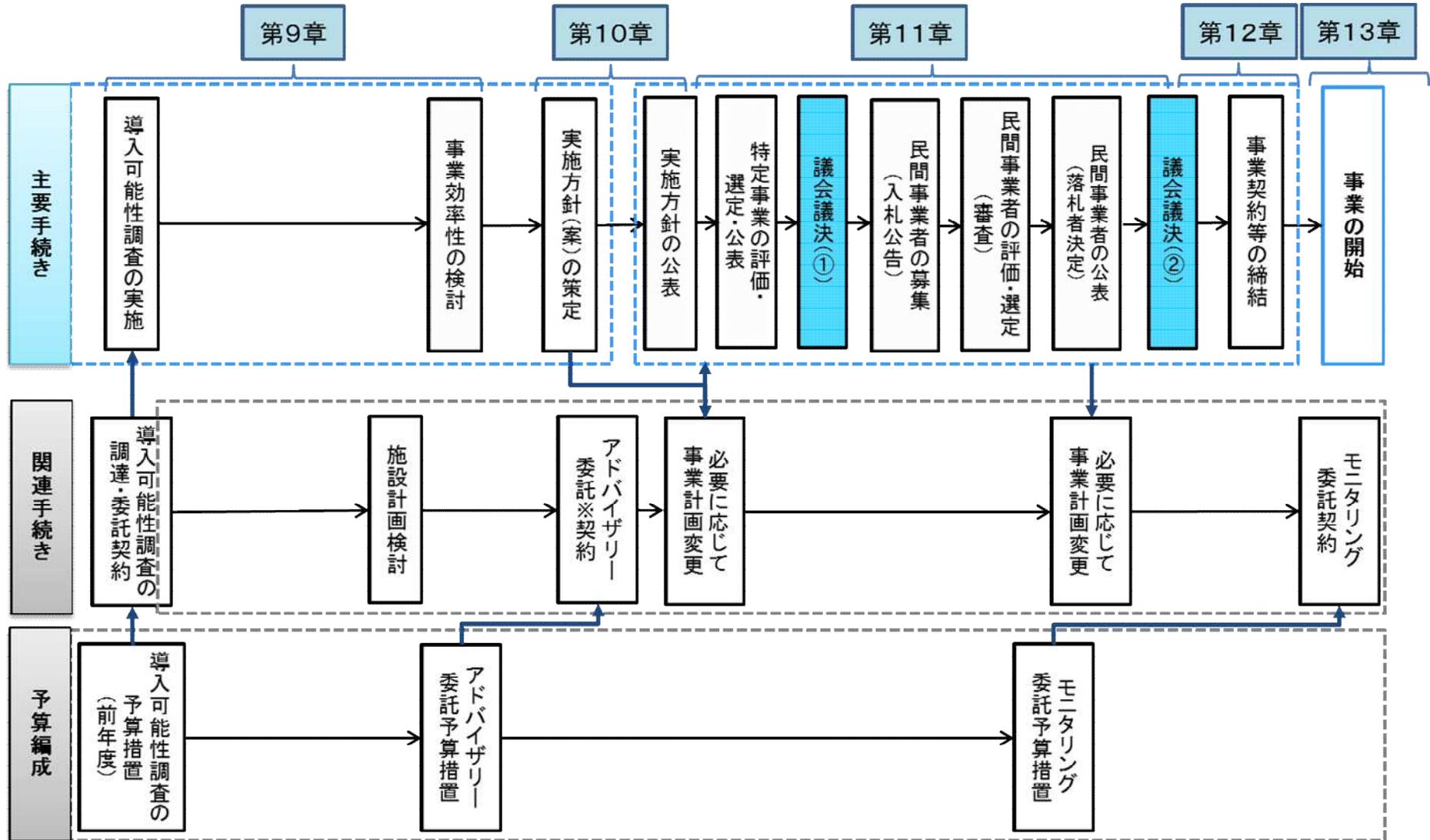
■ 事前スケジュールを立てた上でPPP/PFI手法の可否について庁内合意を図る。

整理の視点	視点毎に整理しておくこと良い項目	使用目的
I モノの視点	1) 今後、概ね10年間で整備する地区	採用する地区の選定
	2) 整備する地区の優先順位	同上
	3) 整備するスケジュール	概ねの事業期間の設定
	4) 整備する概略工法	民間の創意工夫を適用する箇所の選定
	5) 整備するための概算事業費	概ねの事業規模の設定
	6) 維持管理する概略手法	維持管理を含むかどうかの判断
	7) 維持管理するための概算事業費	概ねの事業規模の設定
	8) 他事業（雨水、長寿命化、耐震化等）との整合	未普及対策に対する事業規模と事業期間の設定
	9) 同規模・周辺自治体との比較	庁内説明資料
II 人の視点	1) 建設従事職員数の見込み	導入判断の一指標
	2) 維持管理従事職員数の見込み	導入判断の一指標
	3) 同規模・周辺自治体との比較	庁内説明資料
III カネの視点	1) 整備するための財源計画	事業の継続性の判断
	2) その他事業のための経費計画	未普及対策以外の事業の継続性の判断
	3) 維持管理のための経費計画	導入効果の判断
	4) 経営状況（経費回収率、接続率など）	導入効果の判断
	5) 同規模・周辺自治体との比較	庁内説明資料
IV その他	1) 法手続きの事項	全体スケジュールの確認
	2) 民間企業の意向	導入の容易性の確認



§ 21 官民連携事業導入に向けた事前準備②

○地方公共団体がPPP/PFI手法を用いて未普及解消事業を実施する際の、導入可能性調査の実施から事業の開始までの手続きを以下に示す。検討にあたっては、主要手続きに加え、関連手続きや予算編成の手続きも見据えて全体を整理する必要がある。



※アドバイザー委託では実施方針の公表、民間事業者の調達、契約手続き等の支援を委託する。

PPP/PFI手法の主要手続きと各関連手続き

§ 21 官民連携事業導入に向けた事前準備③

○地方公共団体がPPP / PFI手法を用いて未普及解消事業を実施するにあたり、当該事業の実施に関する地方公共団体側の一連の手続について、実務上必要となる各手続における留意点や関係の庁内手続を説明する。

<議会議決>

■ 庁内手続きにおいて特定事業(※)の公表があった後、並びにPFI方式の場合には民間事業者の公表(落札者決定)後にそれぞれ議会議決を要する。

① 債務負担行為の設定(地方自治法第211条に基づく)

② 仮契約の締結 (PFI法第9条に基づく)

※公共施設等の整備等に関する事業で、PFI事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施されるもの

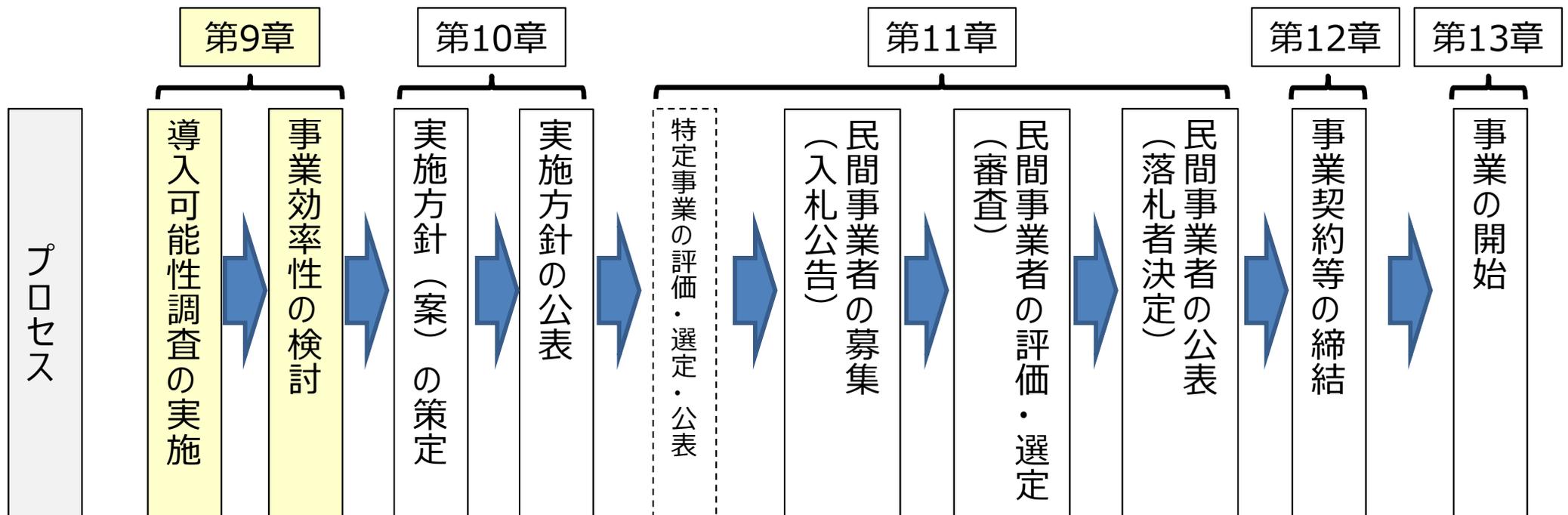
<アドバイザー委託>

■ 実施方針の公表から契約手続きに至るまで金融・法務・技術面から専門知識、ノウハウを有する外部アドバイザーを利用することも考えられる。

アドバイザー利用の際の留意事項

留意事項	対応策
・ アドバイザリー委託先が、当該事業に応募・参画しようとする民間事業者のアドバイザー業務を行わない	・ 利益相反行為が行われないようアドバイザー委託契約で明記
・ 民間事業者の提案に知的財産が含まれることへの配慮	・ 業務上知り得た情報の第三者開示禁止をアドバイザー委託契約で明記
・ 競争性対話方式における公平性・透明性・競争性の確保への留意	・ アドバイザリー委託契約に左記事項の遵守を明記

3.導入可能性調査の実施方法 (マニュアル第9章)



§ 22 導入検討の手順

○導入可能性調査では、まず施設計画から検討を開始し、それを踏まえて事業スキームやリスク分担を整理する。これらの基本的な条件を踏まえて民間事業者の参入意向調査を踏まえて事業効率性を評価しPPP/PFI手法の導入判断を行う。PPP/PFI事業を実施すると判断した場合は、事業者特定のプロセスやモニタリング体制の検討を行う。

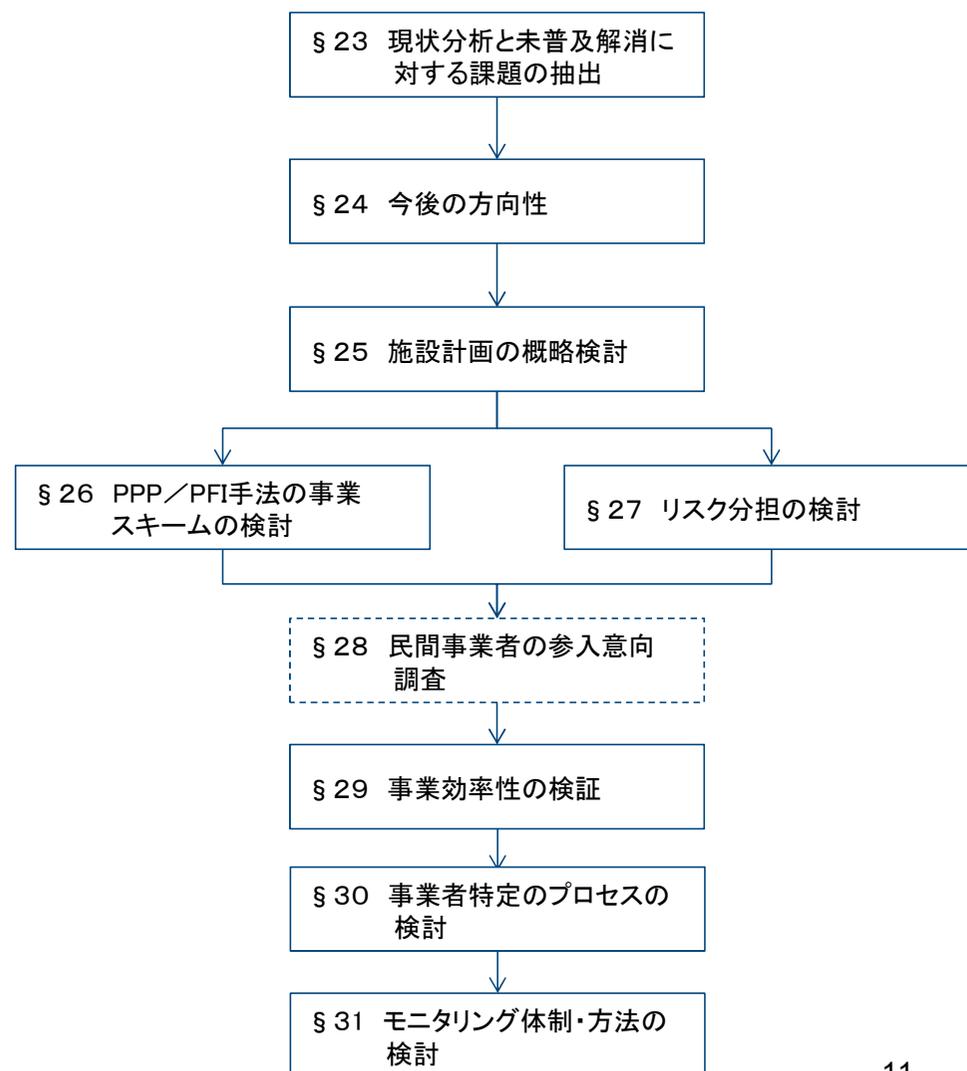
■ PPP/PFI手法が業務実施に適切な枠組と機能を発揮するかを検討する**導入可能性調査により適否を判断**

判断基準の例:

- 民間事業者による**工法やノウハウが発揮されるか**
- 公共サービスそのものの**質を担保しながら事業の効率性を高める**ことができるか
- コスト削減をもたらす、**民間事業者相互による競争**がはたらくか

■ DB一括発注方式では、以下の条件の場合に民間事業者の参入意向調査を省略することもある。

考えられる条件	想定される効果
① 事業内容が複雑ではない場合	<ul style="list-style-type: none"> • 実施条件について民間事業者の意向を詳細に確認する必要性が比較的小さいと想定される。
① 既存の取引先の参加が期待できる場合	<ul style="list-style-type: none"> • 民間事業者の参入意向について事前の確認が必要ない可能性が高いと想定される。



§ 23、§ 24 現状分析と未普及解消に対する課題の抽出/今後の方向性

○未普及解消を行う上では、現状における課題を抽出し、その解決方法を踏まえて方向性を示すことが肝要となる。例えば、次のような視点の整理を踏まえて今後の方向性を作成し、導入目的や対象地域の選定、導入効果等の検討結果を明確にする。

- 事業執行体制の確保（「人」に関する現状課題の解決手法）
- 処理区見直しと効率的な整備手法（「モノ」に関する現状課題の解決手法）
- 経営の持続性の確保（「カネ」に関する現状課題の解決手法）

課題分析の視点	分野ごとに考えられる解決策	今後の方向性(例)
<p>「人」に固有の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 未普及解消を担当する職員不足 ➢ 熟練職員の退職・異動に伴う技術継承の不安 ➢ 行政組織における人員増の難しさ 	<p>(1) 民間活用を含む 事業執行体制の確保の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 民間人材の活用 ➢ 民間が有するノウハウの活用 ➢ 民間の効率的な管理枠組の活用 ➢ 下水道事業団等の活用 	<p>導入の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ より効率的・効果的に整備を進めるため、職員不足と事業費の平準化を解決し、10年概成を目標としたPPP/PFI手法の導入を図る。
<p>「モノ」に固有の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 非効率な整備状況(土地利用の観点) ➢ 地形による整備コスト・期間の増加(地形条件の観点) ➢ 既存ストック整理の必要性(既存のストック活用条件の観点) 	<p>(2) 効果的な 処理区見直しと効率的な整備手法の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 民間が有する効果的な整備手法の活用 ➢ 民間による低コスト・短工期による処理区の分類方法の提案 ➢ 10年概成のため民間が有する工法の提案 	<p>対象地域の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 優先順位が高く、既存市街地と少し離れた2地区を対象とし、既存市街地に隣接した地区は現状の整備手法で当面は実施する。
<p>「カネ」に固有の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 予算確保が困難なため整備量が有限 ➢ 経営見通しの難しさ 	<p>(3) 経営の持続性の確保の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 民間による一体施工に伴うコスト縮減 ➢ 民間の効率的な運営分析の利用 	<p>導入の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ PPP/PFI手法を導入することにより更なる効率化が進み、事業スピードを今より早められる。

§ 26 PPP/PFI手法の事業スキームの検討

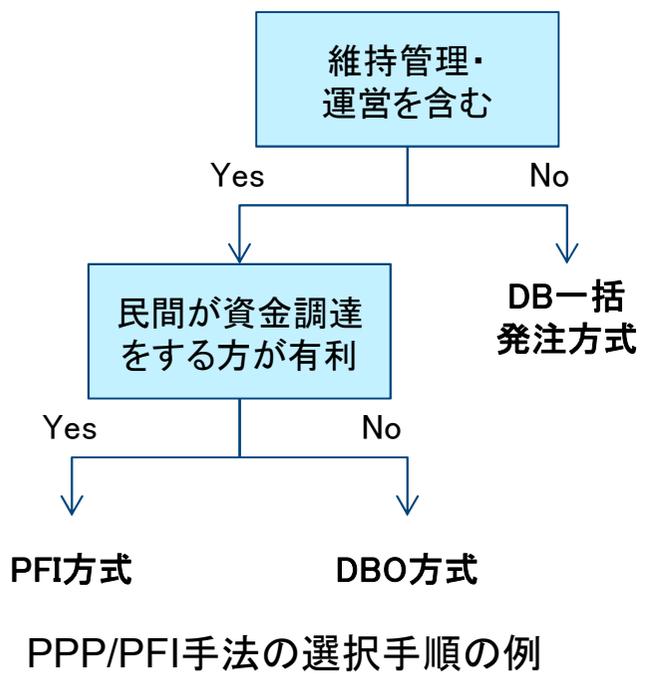
○事業スキームの検討では、公共と事業者の役割分担、事業期間、及び事業者を求める提案内容の詳細について検討を行い、基本方針・施設計画・事業の特質に応じて適切に判断する。

<PPP/PFI手法の選択の観点例>

- 3つの方式(PFI、DBO、DB一括発注)の選択の観点は、事業の範囲や期待する効果、資金調達の条件等により異なる。一つの選択基準としては、以下が考えられる。

<PPP/PFI手法における官民の役割分担の考え方>

- 従来の発注方式では詳細設計まで自治体で実施した上で工事を発注したが、PPP/PFI手法の場合は基本設計までが自治体の役割となる
- 以降の業務を民間側に委ねることができるため、効率化が可能



通常発注	レベル1(設計施工(DB))	レベル2(設計施工管理(DBO))	レベル3(設計施工管理(PFI))																																																												
<table border="1"> <tr><td>計画段階</td><td>基本計画 認可計画 資金調達 発注設計 住民説明</td></tr> <tr><td>設計業務</td><td>資金調達 道路占用申請 発注設計 完了検査 住民説明</td></tr> <tr><td>工事業務</td><td>施工管理 住民対応 完了検査 会計検査</td></tr> <tr><td>管理業務</td><td>水酸化促進 台帳整備 管理計画策定 清掃業務 管路調査 緊急対応</td></tr> <tr><td>用地補償</td><td>移設補償 用地買収</td></tr> <tr><td>設計業務</td><td>現地測量 実施設計図作成</td></tr> <tr><td>工事業務</td><td>施工管理 現地測量 工事施工 住民対応</td></tr> </table>	計画段階	基本計画 認可計画 資金調達 発注設計 住民説明	設計業務	資金調達 道路占用申請 発注設計 完了検査 住民説明	工事業務	施工管理 住民対応 完了検査 会計検査	管理業務	水酸化促進 台帳整備 管理計画策定 清掃業務 管路調査 緊急対応	用地補償	移設補償 用地買収	設計業務	現地測量 実施設計図作成	工事業務	施工管理 現地測量 工事施工 住民対応	<table border="1"> <tr><td>計画段階</td><td>基本計画 認可計画 資金調達 発注設計 住民説明</td></tr> <tr><td>設計業務</td><td>資金調達 完了検査</td></tr> <tr><td>工事業務</td><td>施工管理 完了検査 会計検査</td></tr> <tr><td>管理業務</td><td>水酸化促進 台帳整備 管理計画策定 清掃業務 管路調査 緊急対応</td></tr> <tr><td>用地補償</td><td>移設補償 用地買収</td></tr> <tr><td>設計業務</td><td>住民説明 道路占用申請 工事設計 現地測量 実施設計図作成</td></tr> <tr><td>工事業務</td><td>住民対応 施工管理 現地測量 工事施工 住民対応</td></tr> </table>	計画段階	基本計画 認可計画 資金調達 発注設計 住民説明	設計業務	資金調達 完了検査	工事業務	施工管理 完了検査 会計検査	管理業務	水酸化促進 台帳整備 管理計画策定 清掃業務 管路調査 緊急対応	用地補償	移設補償 用地買収	設計業務	住民説明 道路占用申請 工事設計 現地測量 実施設計図作成	工事業務	住民対応 施工管理 現地測量 工事施工 住民対応	<table border="1"> <tr><td>計画段階</td><td>基本計画 認可計画 資金調達 発注設計 住民説明</td></tr> <tr><td>設計業務</td><td>資金調達 完了検査</td></tr> <tr><td>工事業務</td><td>施工管理 完了検査 会計検査</td></tr> <tr><td>管理業務</td><td>水酸化促進 台帳整備 管理計画策定 清掃業務 管路調査 緊急対応</td></tr> <tr><td>用地補償</td><td>移設補償 用地買収</td></tr> <tr><td>設計業務</td><td>住民説明 道路占用申請 工事設計 現地測量 実施設計図作成</td></tr> <tr><td>工事業務</td><td>住民対応 施工管理 現地測量 工事施工 住民対応</td></tr> <tr><td>管理業務</td><td>管理計画策定 清掃業務 管路調査 緊急対応</td></tr> </table>	計画段階	基本計画 認可計画 資金調達 発注設計 住民説明	設計業務	資金調達 完了検査	工事業務	施工管理 完了検査 会計検査	管理業務	水酸化促進 台帳整備 管理計画策定 清掃業務 管路調査 緊急対応	用地補償	移設補償 用地買収	設計業務	住民説明 道路占用申請 工事設計 現地測量 実施設計図作成	工事業務	住民対応 施工管理 現地測量 工事施工 住民対応	管理業務	管理計画策定 清掃業務 管路調査 緊急対応	<table border="1"> <tr><td>計画段階</td><td>認可計画 発注設計 住民説明</td></tr> <tr><td>設計業務</td><td>完了検査</td></tr> <tr><td>工事業務</td><td>施工管理 完了検査 会計検査</td></tr> <tr><td>用地補償</td><td>移設補償 用地買収</td></tr> <tr><td>計画段階</td><td>基本計画 資金調達</td></tr> <tr><td>設計業務</td><td>資金調達 住民説明 道路占用申請 工事設計 現地測量 実施設計図作成</td></tr> <tr><td>工事業務</td><td>住民対応 施工管理 現地測量 工事施工 住民対応</td></tr> <tr><td>管理業務</td><td>水酸化促進 台帳整備 管理計画策定 清掃業務 管路調査 緊急対応</td></tr> </table>	計画段階	認可計画 発注設計 住民説明	設計業務	完了検査	工事業務	施工管理 完了検査 会計検査	用地補償	移設補償 用地買収	計画段階	基本計画 資金調達	設計業務	資金調達 住民説明 道路占用申請 工事設計 現地測量 実施設計図作成	工事業務	住民対応 施工管理 現地測量 工事施工 住民対応	管理業務	水酸化促進 台帳整備 管理計画策定 清掃業務 管路調査 緊急対応
計画段階	基本計画 認可計画 資金調達 発注設計 住民説明																																																														
設計業務	資金調達 道路占用申請 発注設計 完了検査 住民説明																																																														
工事業務	施工管理 住民対応 完了検査 会計検査																																																														
管理業務	水酸化促進 台帳整備 管理計画策定 清掃業務 管路調査 緊急対応																																																														
用地補償	移設補償 用地買収																																																														
設計業務	現地測量 実施設計図作成																																																														
工事業務	施工管理 現地測量 工事施工 住民対応																																																														
計画段階	基本計画 認可計画 資金調達 発注設計 住民説明																																																														
設計業務	資金調達 完了検査																																																														
工事業務	施工管理 完了検査 会計検査																																																														
管理業務	水酸化促進 台帳整備 管理計画策定 清掃業務 管路調査 緊急対応																																																														
用地補償	移設補償 用地買収																																																														
設計業務	住民説明 道路占用申請 工事設計 現地測量 実施設計図作成																																																														
工事業務	住民対応 施工管理 現地測量 工事施工 住民対応																																																														
計画段階	基本計画 認可計画 資金調達 発注設計 住民説明																																																														
設計業務	資金調達 完了検査																																																														
工事業務	施工管理 完了検査 会計検査																																																														
管理業務	水酸化促進 台帳整備 管理計画策定 清掃業務 管路調査 緊急対応																																																														
用地補償	移設補償 用地買収																																																														
設計業務	住民説明 道路占用申請 工事設計 現地測量 実施設計図作成																																																														
工事業務	住民対応 施工管理 現地測量 工事施工 住民対応																																																														
管理業務	管理計画策定 清掃業務 管路調査 緊急対応																																																														
計画段階	認可計画 発注設計 住民説明																																																														
設計業務	完了検査																																																														
工事業務	施工管理 完了検査 会計検査																																																														
用地補償	移設補償 用地買収																																																														
計画段階	基本計画 資金調達																																																														
設計業務	資金調達 住民説明 道路占用申請 工事設計 現地測量 実施設計図作成																																																														
工事業務	住民対応 施工管理 現地測量 工事施工 住民対応																																																														
管理業務	水酸化促進 台帳整備 管理計画策定 清掃業務 管路調査 緊急対応																																																														

凡例
 官が行う業務
 官民連携すると官から民へ移行する業務
 民が行う業務

官民連携の役割分担の例

§ 27 リスク分担の検討①

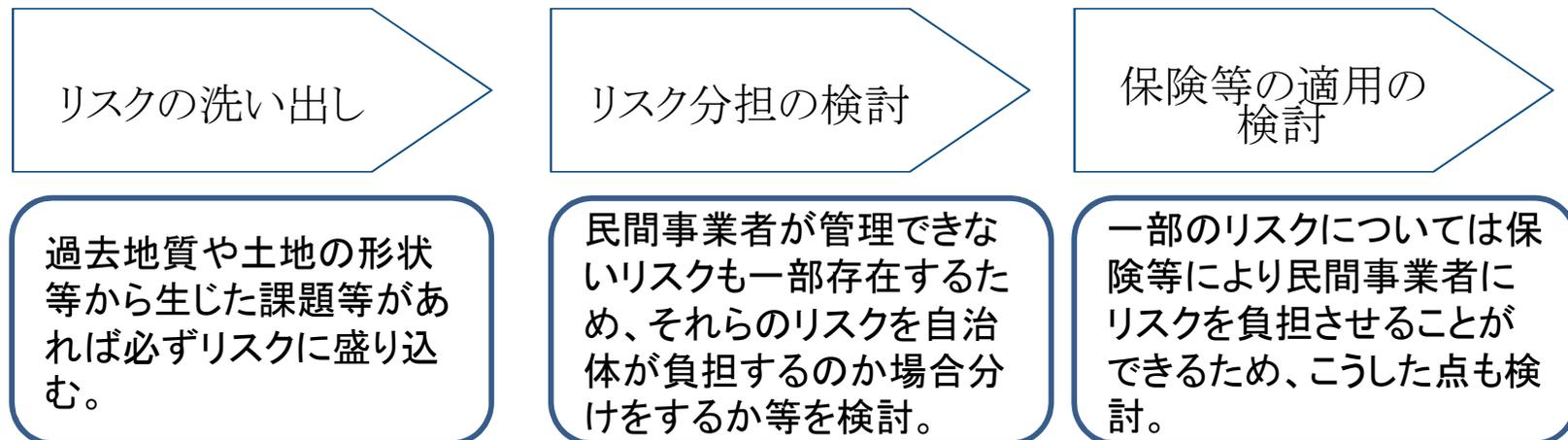
○リスク分担の検討では、事業実施手法を踏まえて事業実施時の主要リスクを整理し、そのリスクの官民での分担方法について検討する。

【ポイント】 面整備特有のリスクを把握し、情報の開示方法、設計変更の条件、他機関協議の事前承認を行う。

<リスク分担の基本的考え方>

- リスク分担の考え方＝「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」
 - 発注者が担当する業務に伴うリスク: 基本的に発注者が管理
 - 民間事業者が担当する業務に伴うリスク: 基本的に民間事業者が管理
- リスク顕在化の結果発生した損失や追加的支出: 一義的には当該リスクの管理者が負担
 - ただし、当該リスクを発注者及び民間事業者の双方が管理することができない場合や、帰責事由が当該リスクの管理者以外にある場合は、その限りではない

<リスク分担の検討手順>



§ 27 リスク分担の検討②

<未普及解消事業に特有のリスク要因の検討>

- 未普及解消事業の中でも特に面的整備固有なリスク要因も多い。
○地質、地下埋設物、家屋状況など
- 下水道クイックプロジェクトの採用に対して、対応策を民間事業者に義務付け、そこで克服できないリスクは公共側で負担することが基本

未普及解消事業に特有のリスク要因

リスクの分類		内容
詳細設計時のリスク	(ア)詳細設計時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本設計(アクションプラン作成時)の際に想定しえなかった要因(地質、地下埋設物、家屋状況)により費用が増加するリスク
	(イ)関係者協議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調整に時間を要するために工期が遅延するリスク
クイックプロジェクトの技術に特有のリスク	(ア)クイック配管(露出配管・簡易被覆・側溝活用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 露出配管の場合、使用する管種により紫外線が与える材質の劣化リスク ・ 露出配管の場合、想定外の外力等による破損リスク
	(イ)改良型伏越しの連続的採用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然排水方式であるため詰まりに対するリスク ・ 伏越し内部の点検調査、補修が困難なリスク ・ 傾斜部を中心に施工難のリスク
	(ウ)道路線形に合わせた施工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 曲管に挟まれた管渠の点検調査、補修が困難なリスク ・ 曲管部の勾配管理難のリスク ・ 敷設後の埋設位置特定が困難なリスク
	(エ)発生土の管渠基礎への利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に必要な土質試験の時間的リスク ・ 普通土より圧密沈下が生じやすいリスク

§ 28 民間事業者の参入意向調査／参画方法検討

○民間事業者の参入意向調査は、入札時の競争環境の整備による事業の効率実施と、公平性の担保を目的に行う。そのため、事業に関係する民間事業者に対して、本事業への関心や参入する場合の条件等についてヒアリングを実施し、必要に応じて事業スキーム等に修正を加える。また、地元企業を含む民間事業者の個々の状況を踏まえて民間事業者の参画方法を検討する。

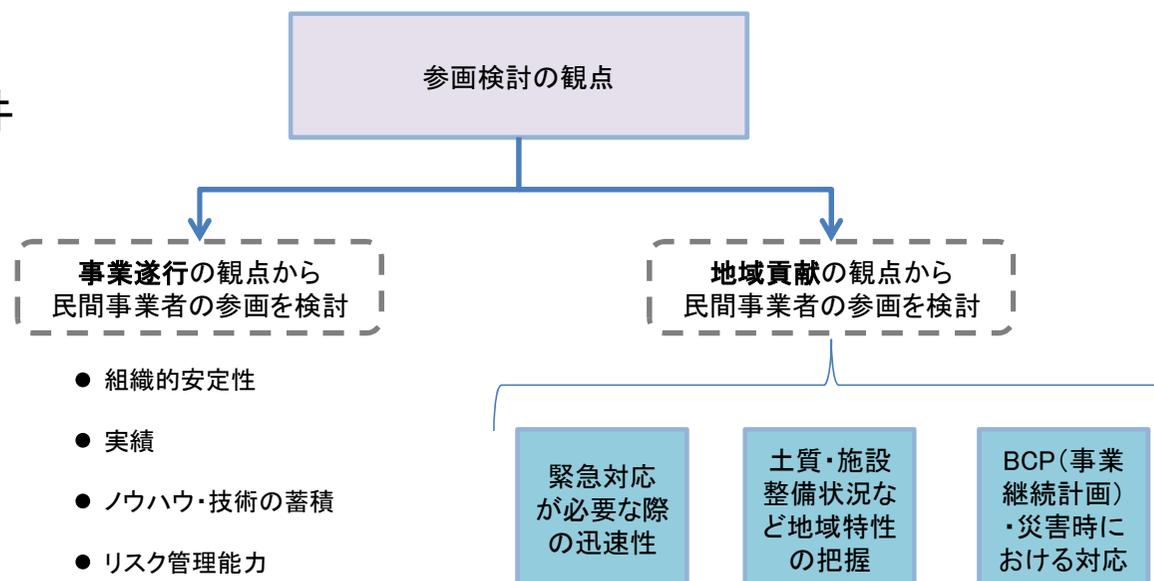
<参入意向調査の概要>

- 入札において競争環境を整備すること＝PPP／PFI手法の事業を効率実施する一つの要因
 - 民間事業者の参加意欲が高まる事業実施条件を整えるために民間事業者の意向を確認。
- 実施にあたっては公平性を担保することが重要
 - 調査対象を一部の民間事業者に限定せずできるだけ広範囲に調査
 - 調査において活用する情報はできる限り公表情報を用いる
(調査対象となった企業のみが有利にならないような配慮が必要)

<参入意向調査の主なヒアリング事項>

- 事業に関する全般的な参入意向
- 事業参入のための条件、事業参入を妨げる条件
 - ・事業内容(業務範囲、事業場所等)
 - ・事業実施時期
 - ・事業期間
 - ・事業実施方式
 - ・リスク分担のあり方
 - ・その他条件

<民間事業者参画を検討する観点の一例>



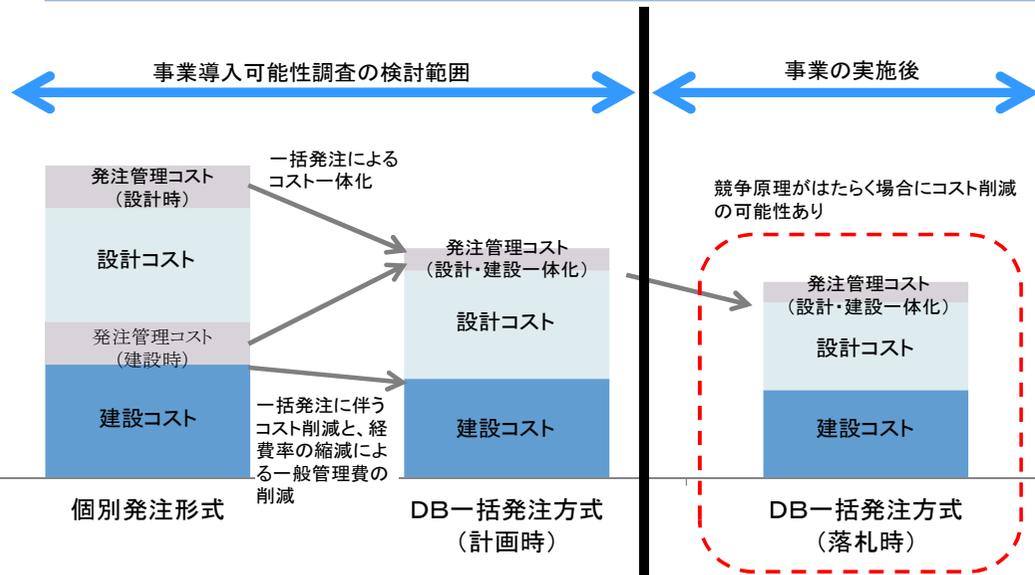
§ 29 事業効率性の検討

○従来の分離発注型で実施した場合のコストと、一括発注に基づくPPP/PFI手法により実施した場合のコストを算出、比較して定量的な事業効率性を効果を評価する。加えて定性的要素についても評価する。

- 事業効率性はVFM(※)により求められ、従来型の公共事業とPPP/PFI手法により実施した場合の事業を比較
 - 支払が同じ場合：よりサービス水準が高い場合に事業効率性が高い
 - サービスの水準が同じ場合：コストがより低い場合に事業効率性が高い
- ※Value For Money : 支払に対して最も価値の高いサービスを供給する

定量的・定性的評価に基づくメリット(DB一括発注方式の場合)

DB一括発注方式の定量的評価	DB一括発注方式の定性的評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別発注と比較し調達・事務手続が簡素化可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業繁忙期を平準化可能
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計・建設コストも民間の創意工夫により一括発注で削減可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の個別発注に伴う時間と人手を削減可能



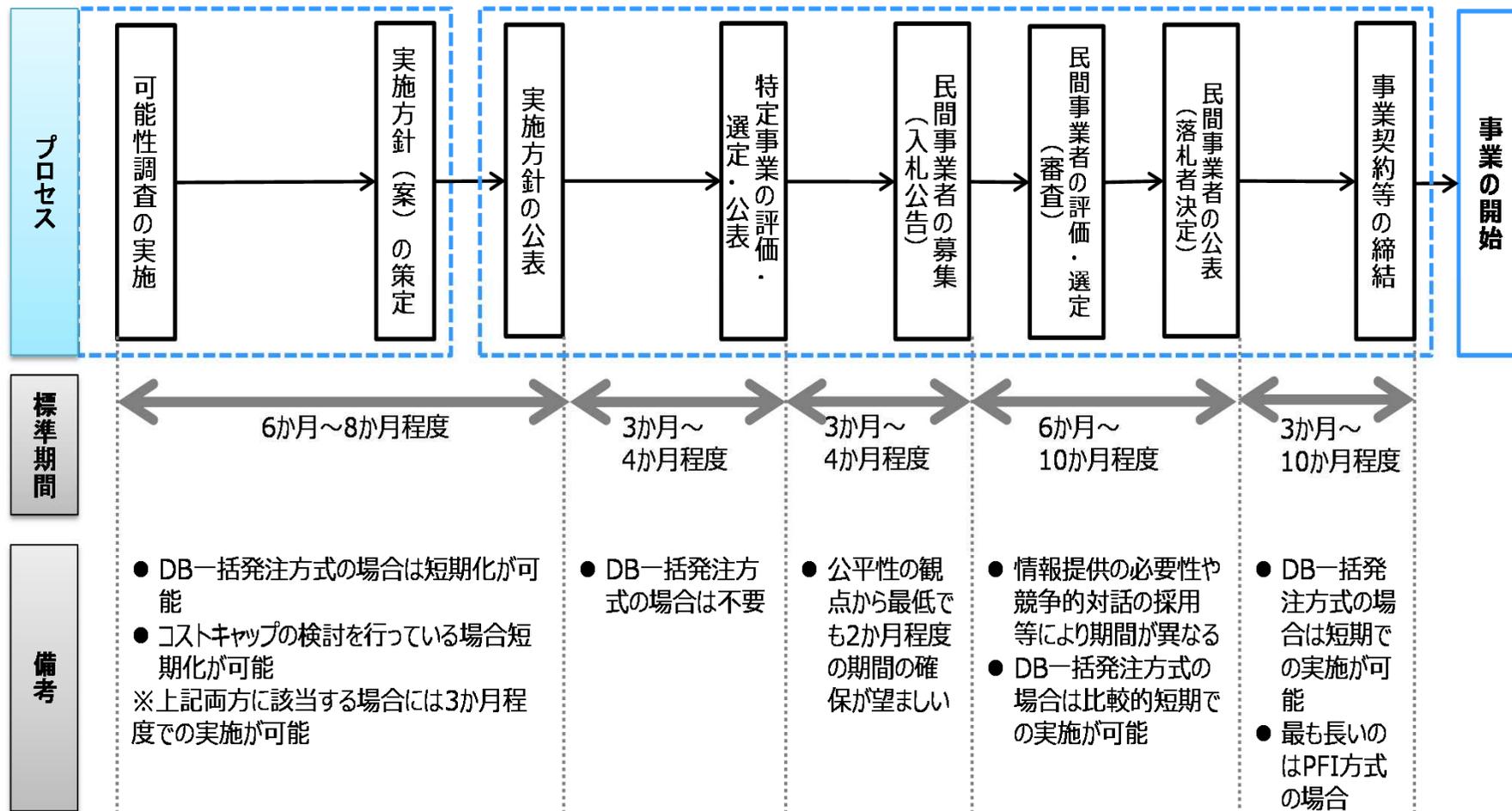
対象	定性的要素	DB一括発注方式によるメリット
発注者	予算執行	効率化(交付金対象事業の平準化による)
	住民満足度	向上(工期の効率化による)
	関連事務の品質	向上(手続き効率化と事務量低減による)
	施工品質	向上(複数年契約による工期の余裕による)
	工期スケジュール	繰越工事リスク低減(複数年契約による)
事業者	企業経営	安定収入確保(長期契約による)
	労働力	閑散期業務の平準化(通年契約による)

§ 30 事業者特定のプロセスの検討

○民間事業者の選定方法や事業者選定までのスケジュールに関して基本的な方針を検討し整理する。

＜PPP／PFI手法を採用する場合のプロセス＞

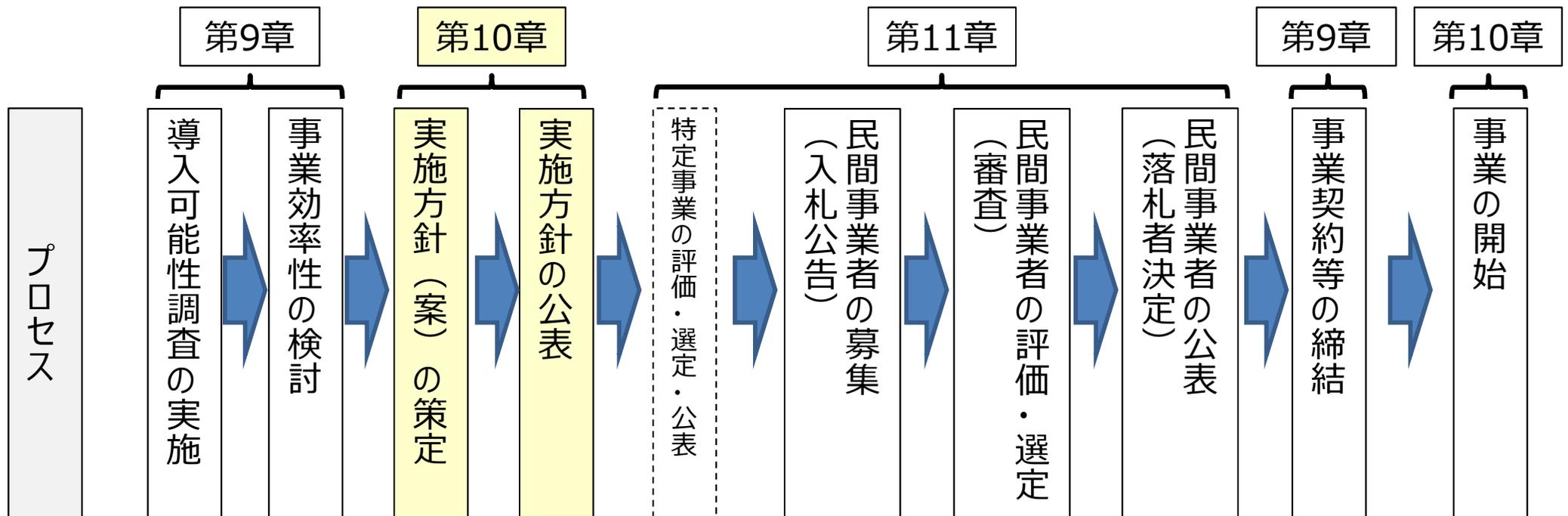
実施に要する期間は事業規模や事業内容に応じて異なり、小規模もしくは簡単な事業内容の場合、下図より期間の短縮が可能



■ なお、法的に詳細な手続きの規定がないDB一括発注方式の場合には「**特定事業※の評価・選定・公表**」は不要であるため、策定された実施方針の公表されてから民間事業者を募集するまでのプロセスが短縮され、準備期間の手続きが簡素化される。

※公共施設等の整備等に関する事業で、PFI事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施されるもの

4.実施方針(案)に示す事項 (マニュアル第10章)



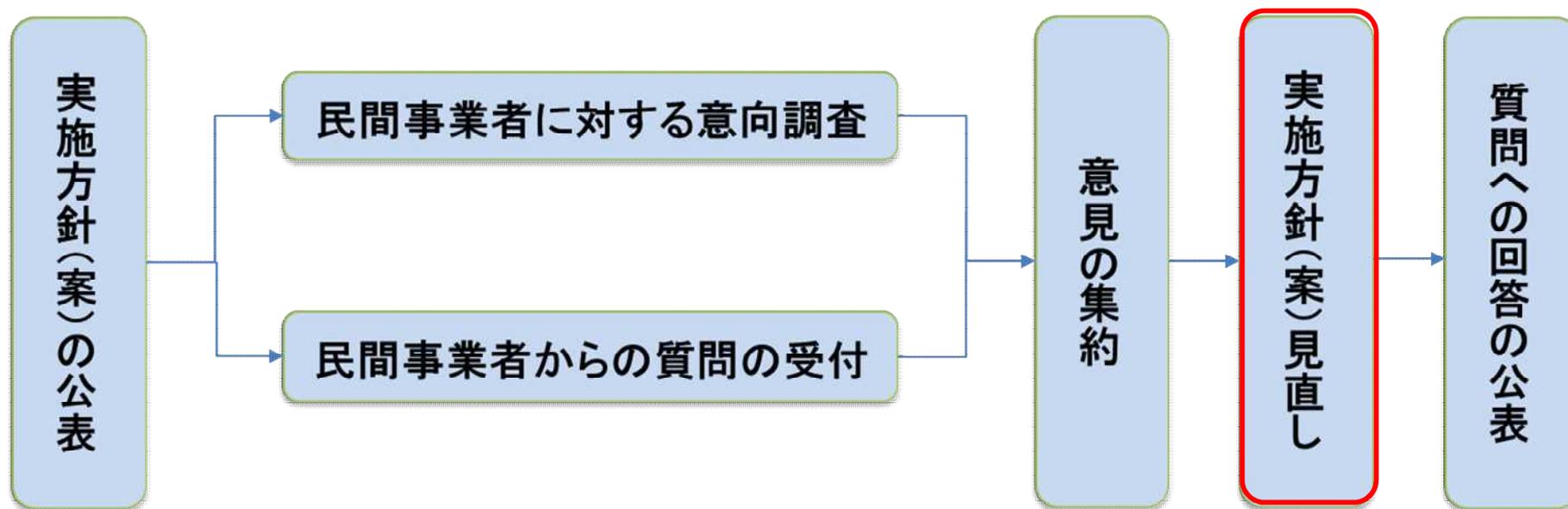
§ 32～§ 40 実施方針の作成の目的と検討項目

- 実施方針はPPP／PFI手法の概要や実施スケジュールに関する全項目を事前に公表することにより、将来参入する民間事業者や関係者に対して内容の理解を深めることを目的としている。また、これらの情報について一定期間をもって公表することにより各民間事業者の情報に関する公平性を担保することもあわせて目的としている。

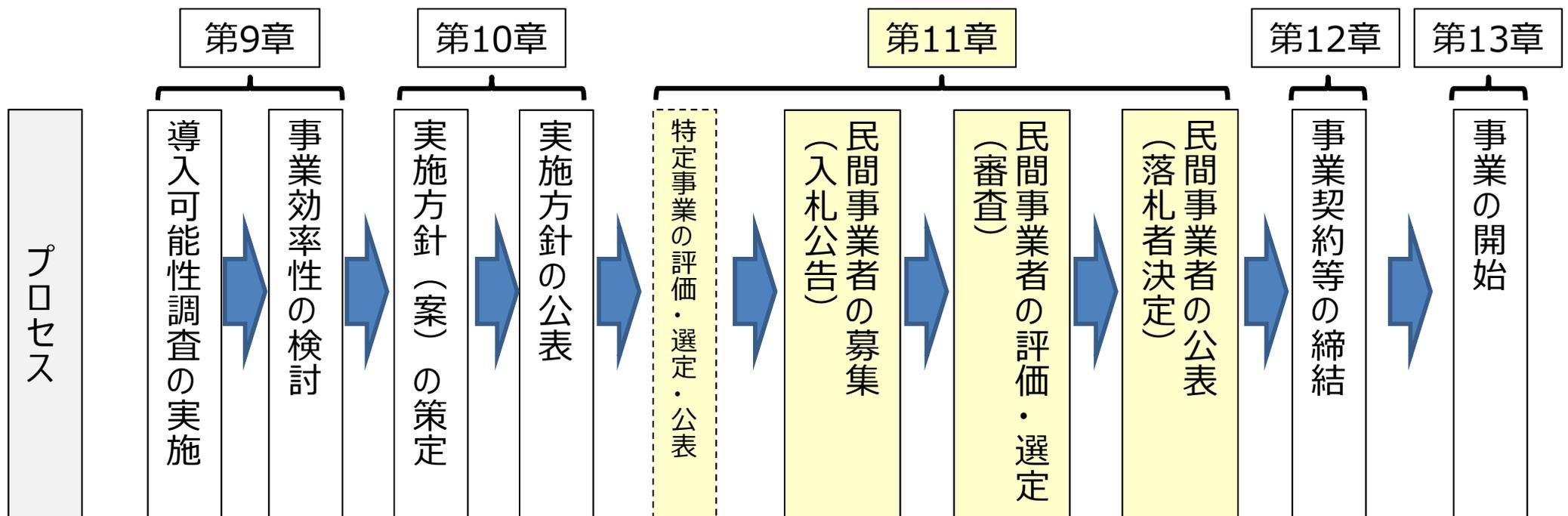
セクション(検討項目)	各セクションの概要
§ 33 事業実施の意思決定	実施する事業の概要を示し、可能性調査で実施した事業効率性の検討に基づきPPP／PFI手法の効果を示す。
§ 34 事業者の募集及び選定	可能性調査で行った民間事業者の参入意向調査・参画方法の検討を踏まえ、調達における公募スケジュールや調達方法・評価方法に関する説明を行う。
§ 35 事業者の責任や品質の確保	可能性調査で行ったリスク分担の検討に基づき官民リスク分担を明らかにし、確保すべき品質を要求水準等により示す。
§ 36 公共下水道施設の立地や規模・配置	未普及解消に必要な施設につき各事業詳細を提示し、民間事業者に参画可能性を検討させる。
§ 37 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置	発注者と民間事業者の間で事業契約の解釈について疑義が生じた場合の協議方法・管轄裁判所等について定める。
§ 38 事業の継続が困難となった場合における措置	事業の継続が困難となる場合の要因を整理し、それぞれの場合において介入等の対応等について定める。
§ 39 法制上及び税制上の措置や財政上及び金融上の支援	税制優遇や補助金等、法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を講じる場合の内容について記載する。
§ 40 その他事業の実施に関し必要な事項	上記に説明した内容以外に事業を実施する上で説明が必要なことがある場合、ここで説明する。

§ 42 実施方針の内容の見直し・変更

- P F I 方式、D B 一括発注方式のいずれであっても、民間事業者は当該事業への参入を意思決定するための経営判断が必要となるため、一定程度の準備期間を提供することが求められる。
- 公表された実施方針（案）によって未普及解消事業の概要を把握した民間事業者は、当該事業の実施に参入の判断にあたって、公表された実施方針（案）の内容について自社の経営方針との整合性、事業の採算性、負担できるリスク範囲などについて検討を行う
- 公表した実施方針（案）について、市場調査（マーケットサウンディング）や民間事業者へのヒアリングを実施することで、民間事業者側から事業の効率的な実施について意見や要望を得る。これらの意見・要望をもとに、必要に応じて未普及解消事業の内容や、官民双方のリスク分担等の見直し・変更などを行う。



5.事業者の募集、評価・選定、公表 (マニュアル第11章)

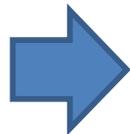


§ 44 事業者の募集に関する基本的な考え方①

- 事業者を募集するにあたっては、応募する民間事業者が自らの技術・ノウハウや創意工夫を発揮することで良好なサービスが提供されるように、公平性の原則に則って競争性を担保するとともに、透明性の原則に基づいて手続の透明性を確保できるような募集手続を準備する。
- 事業者募集にあたっての留意点
 - ①従来方式における管路布設工事を実施している地元企業の参画
 - ②実施設計時の変更発生対応を想定した応募方式

留意点①: 従来方式における管路布設工事を実施している地元企業の参画

- 中小規模が中心の地元企業においては設計部門を持っていない企業が多く、設計企業を複合させた企業構成でないと、地元企業の本事業への参画が困難
- 従来業務を実施している地元建設企業においては、設計ノウハウがほとんどなく、設計企業のマネジメントが難しい
- 事業の施工範囲が拡大することにより、従来では単体で受託していた建設企業のみでの実施が難しい



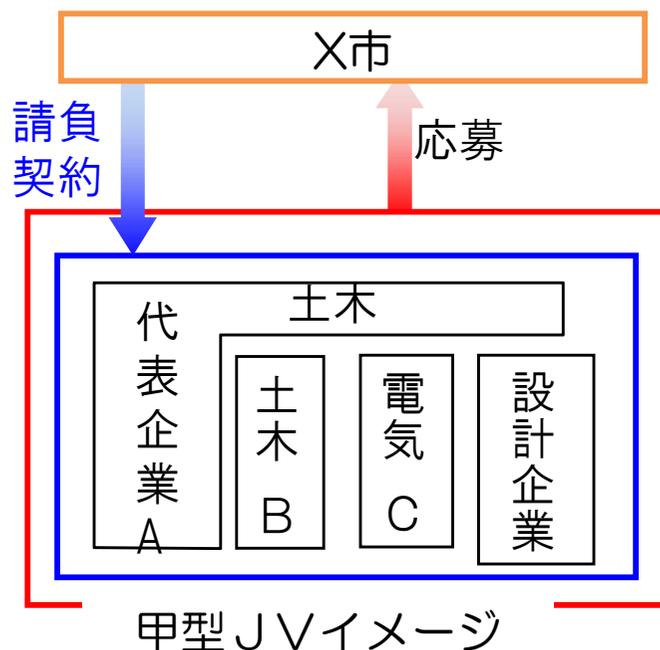
建設企業と設計企業による混成の共同企業体(JV)による応募が望ましい

発注者による事業者向けの説明会実施を細分にするなどの配慮が必要

§ 44 事業者の募集に関する基本的な考え方②

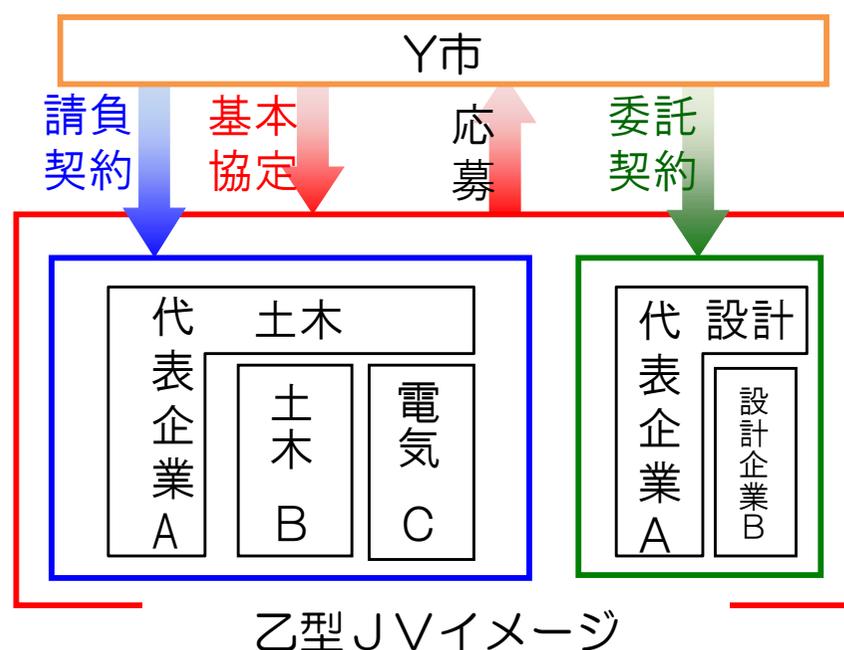
留意点②： 実施設計時の変更発生対応を想定した応募方式（§ 50でも説明）

ケース1 設計企業が施工グループに入る場合



- 設計施工を一つの請負契約で締結
- 公募時の条件に従うことが前提となるため、設計変更に対する適応が難しい

ケース2 設計企業が独立し
委託契約と請負契約を分けて締結する場合



- 設計企業との委託契約を締結し、実施設計終了後に建設企業との請負契約を締結
- 詳細設計後に工事請負契約を締結するため、設計変更の内容を確定した契約とすることが可能

§ 45 事業者の選定方法①

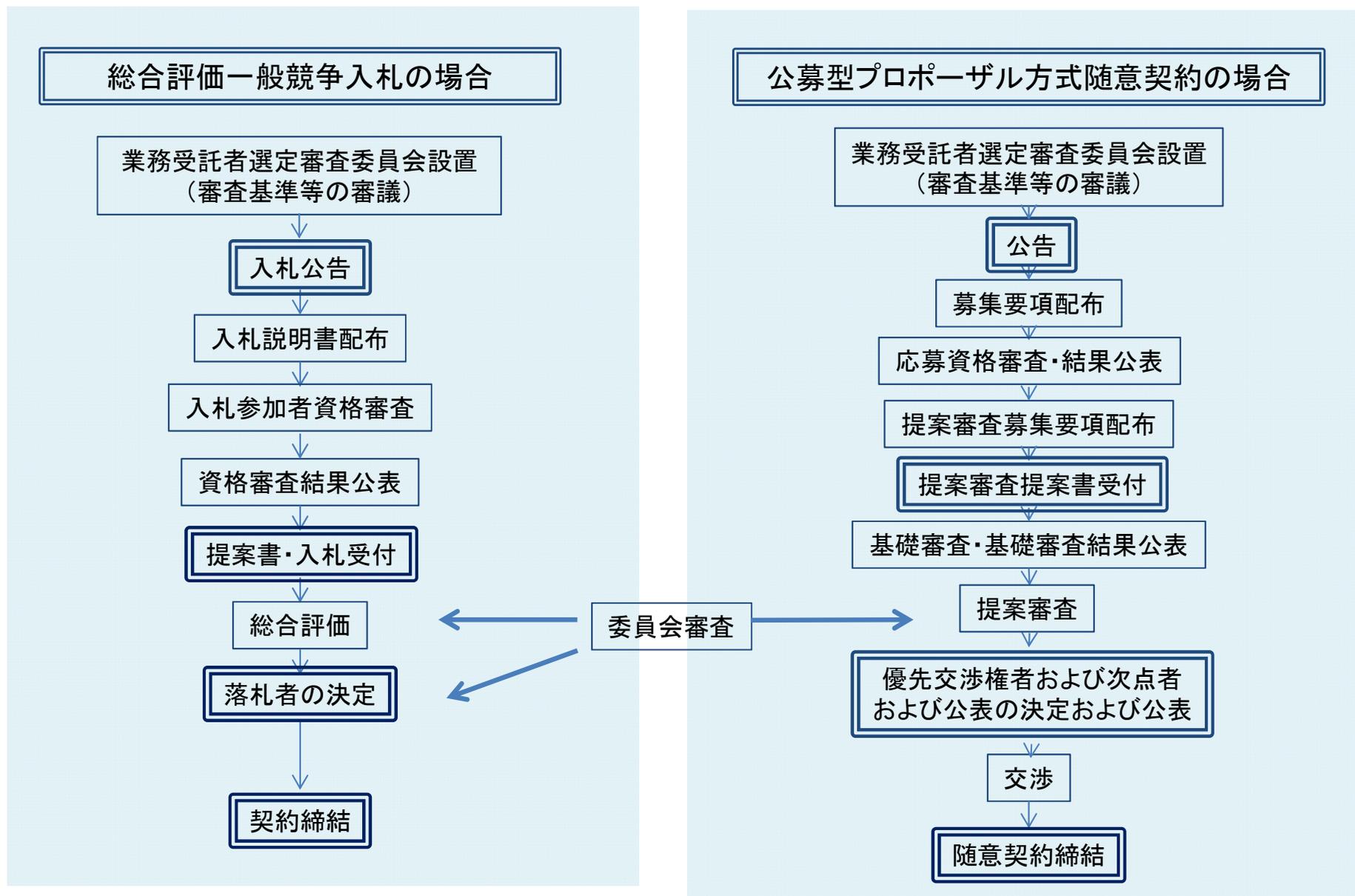
○対象事業の規模・内容・特性を勘案し、民間の創意工夫を生かすため、総合評価一般競争入札方式、公募型プロポーザル方式等の選定方法、ならびに民間提案の審査、評価のプロセスを選択し、適正な評価の実施を確保する

＜総合評価一般競争入札方式と公募型プロポーザル方式の比較＞

	総合評価一般競争入札方式	公募型プロポーザル方式
概要	<ul style="list-style-type: none"> 評価点の最も高い提案を行った者を落札者とし、落札者と契約を締結する。 	<ul style="list-style-type: none"> 評価の最も高い提案を行った者を優先交渉権者とし、優先交渉権者との間で契約交渉を行い、契約を締結する。
公募時の条件	<ul style="list-style-type: none"> 原則変更不可 	<ul style="list-style-type: none"> 変更の余地有り
交渉不調	<ul style="list-style-type: none"> 落札額の範囲での随意契約が不可能な場合、再入札 	<ul style="list-style-type: none"> 次順位交渉権利者との交渉
適した分野	<ul style="list-style-type: none"> 仕様を予め定めることが容易 業務の内容・水準が長期的に安定している事業 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様を予め定めることが困難 業務の内容・水準について募集時点で変動の可能性の高い事業
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 行政側にとって、業務受託者選定後の契約交渉の負担が少ない。 公募型プロポーザル方式に比較して、契約を比較的短期間に締結することが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 優先交渉権者選定後の契約交渉が可能（公民間の適切な役割分担が可能）。 優先交渉権者との契約が交渉の結果、困難となった場合、次順位者との交渉が可能。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に、入札公告後に条件を変更することが難しい。 落札者と契約の締結に至らない場合、次順位者の提案価格が落札者より高い場合は契約締結が困難であり、再入札となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政側に、契約交渉の負担がかかり、交渉能力が求められる。 総合評価一般競争入札方式に比べて、契約に比較的長期間を要する。

§ 45 事業者の選定方法②

＜総合評価一般競争入札方式と公募型プロポーザル方式の事業者選定フロー＞



§ 46 事業者の選定基準の検討

○民間事業者の選定にあたっては、応募事業者の創意工夫が発揮されるような提案を、適切かつ客観的に評価することが必要となる。公平性・透明性の確保に留意しながら、競争性を保った適切な評価を行うための選定基準の考え方を公表する。また、応募者が1グループの場合も想定して選定基準を準備しておくことが必要である。

<民間事業者の選定基準の考え方>

- 公平性・透明性を確保するために、事業を実施する民間事業者の選定基準を明示
- 事業者選定のため、技術的な提案内容の評価基準について明記
 - ① **応募資格審査**: 参加資格の有無を確認
 - ② **基礎審査**: 要求水準(民間事業者に対して求める条件や内容)の内容を確認
 - ③ **提案内容審査**: 施工計画の妥当性、確実性等を審査
- 公平性・透明性を確保する観点から、地方公共団体が設置する**審査委員会において、優先交渉権者を決定**することもある
- 募集公告時に、審査委員会の構成と委員の氏名・所属、審査項目及び配点を公表
- **応募者が1グループに限られた場合の対応**についても、選定の最低基準を事前に決めておくことが望ましい

提案審査項目の例

大項目	中項目
会社概要	設計企業の実績
	建設企業の実績
提案概要について	工事概要
	工事の確実性
	近隣住民への対応
設計施工計画について	設計の考え方
	施工計画
工期や性能に対する安全性	工期の確実性
	性能保証を行うための方策等
緊急時対応	緊急事態発生時の対応
ライフサイクルコスト	月間あたりの使用電力量
	ライフサイクルコスト

§ 47 審査委員会の設置

- 事業者を選定する際には、事業提案の内容を客観的に判断することが求められる。このため、有識者等からなる審査委員会を設けて意見を聴取することが望ましい。
- 審査委員会を設ける場合、委員・委員会の位置付け・審査事項を事前に公表するとともに、技術的評価の定量化等により評価の客観性、専門性に配慮した審査のプロセスを確保する。

< 審査委員会の設置の必要性 >

- 技術に関する応募者の提案を専門的な観点から客観的に審査し評価する
- 有識者等から構成される審査委員会を設置して意見を聴取する

< 審査委員会の設置 >

➤ 総合評価方式の場合

■ 地方公共団体の執行機関と位置付ける場合

⇒ 条例もしくは当該条例に基づく設置要綱に従って審査委員会を設置する
(地方自治法138条の4第3項)

■ これまで事業者選定審査委員会を設置していない地方公共団体の場合

⇒ 新たに事業者選定審査委員会に関する条例を制定した上で、当該未普及解消事業の審査委員会の設置要綱を定めることを検討

➤ 公募型プロポーザル方式の場合

■ 審査委員会の設置について条例に基づく規定がない

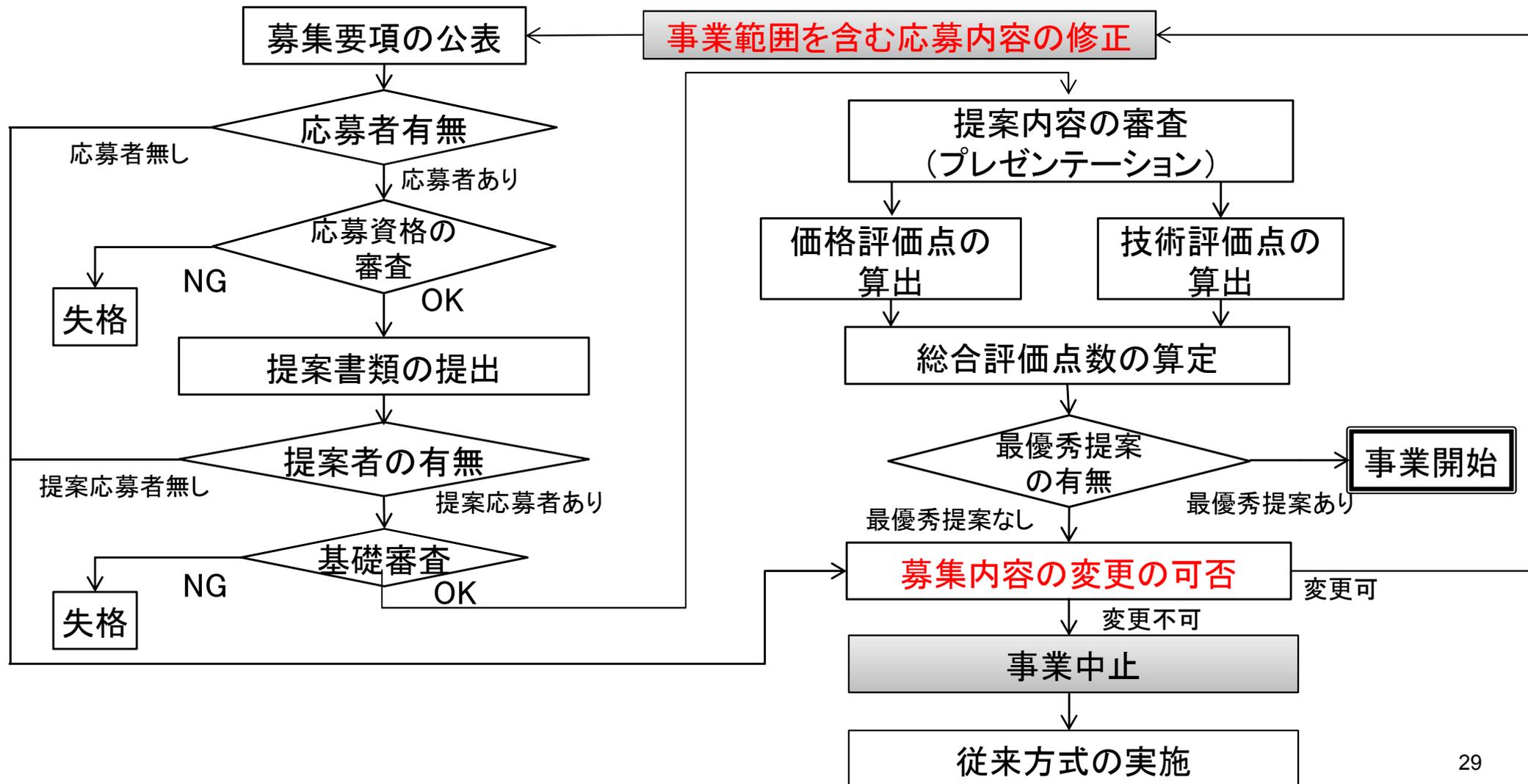
⇒ 審査委員会の設置は地方公共団体により異なっているため、個別に検討する

§ 49 事業の中止

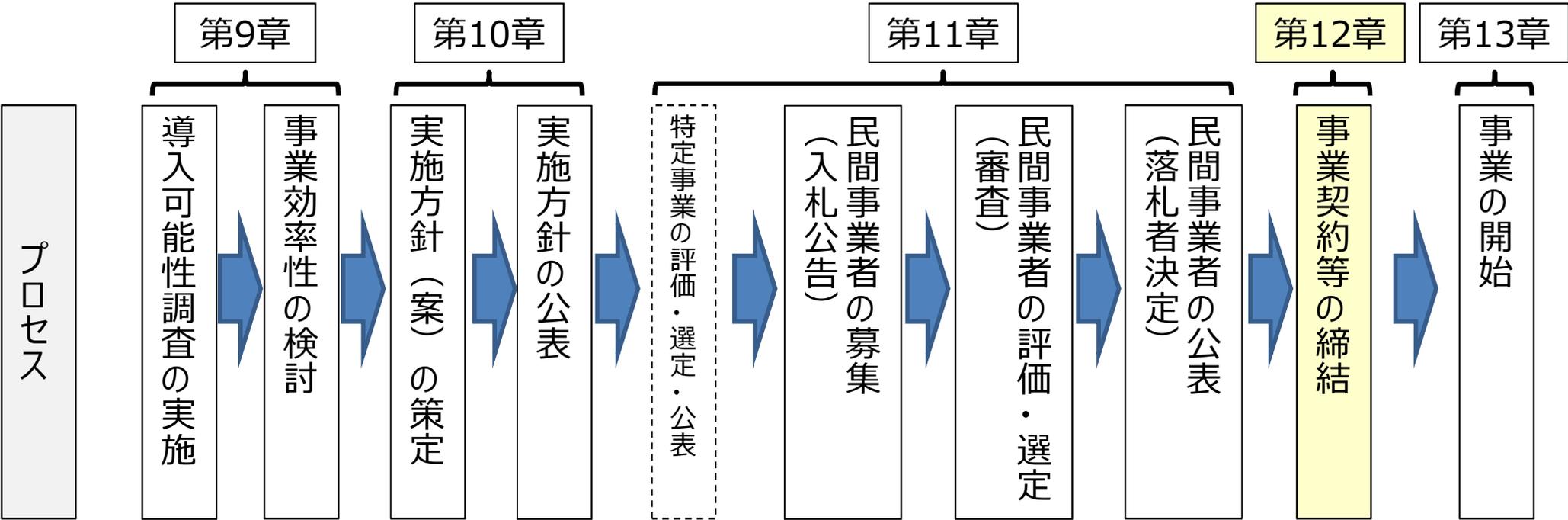
○事業者の募集後、応募者がいなかった場合、あるいは予定価格上限を上回る提案などの理由によって、対象となる未普及解消事業をDB手法を用いて実施することが適当でない判断されることが考えられる。民間事業者を選定しない場合、あるいは特定事業の選定を取り消す場合、事業を再度実施する必要性等を改めて検討する必要がある。

＜事業者選定フローと事業中止する場合のフロー＞

- 事業者を選定しなかった場合、再度民間事業者を募集か従来方式にするか精査



6.事業契約等の締結等 (マニュアル第12章)



§ 50 設計変更を含めた契約フロー①

- 契約フローについては事業契約締結後から事業開始後における契約変更に留意して決定する必要がある。具体としては、未普及解消事業の募集要項などを民間事業者公表し、実際の事業開始に向けて契約を締結する際、入札前に公表した予定価格と事業者決定後に詳細設計を行って算出された事業費の差をどのように決定するか、もしくは変更時にどの様にして対応するかなどを踏まえて決定する必要がある。

＜応募グループの構成による比較＞

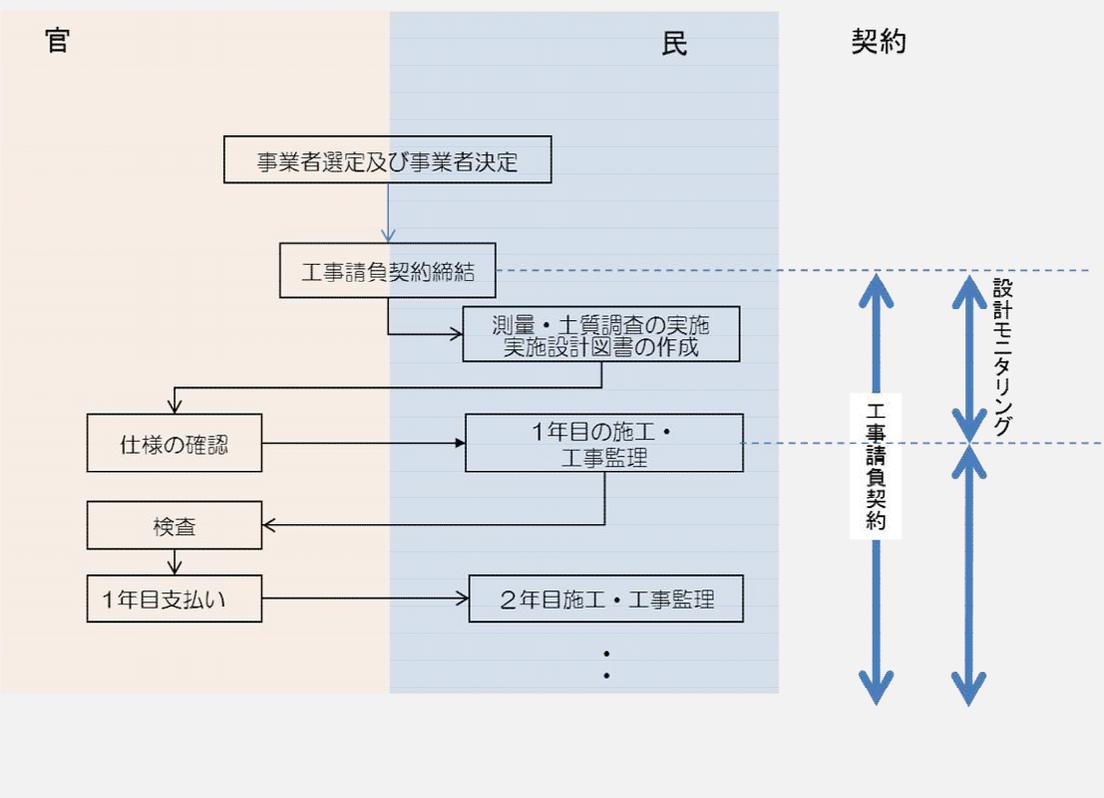
	設計企業が施工グループに入るケース(ケース1)	設計企業が独立して委託契約・請負契約を分けるケース(ケース2)
契約フロー	一般的DB一括契約方式	技術提案・交渉方式に基づくDB方式
事業者選定方法	総合評価一般競争入札方式もしくは公募型プロポーザル方式	公募型プロポーザル方式
特徴	設計企業・建設企業でグループを組成し発注者と請負契約を結ぶ。	設計企業・建設企業でグループを組成。 ○設計企業は施工に先立って設計実施のための委託契約を締結する。 ○建設企業は設計に従った内容で発注者と請負契約を随意契約にて締結する。
適した分野	仕様を予め定めることが容易な事業。業務の内容・水準が長期的に安定している事業。	仕様を予め定めることが困難な事業。業務の内容・水準について募集時点で変動の可能性の高い事業。

§ 50 設計変更を含めた契約フロー②

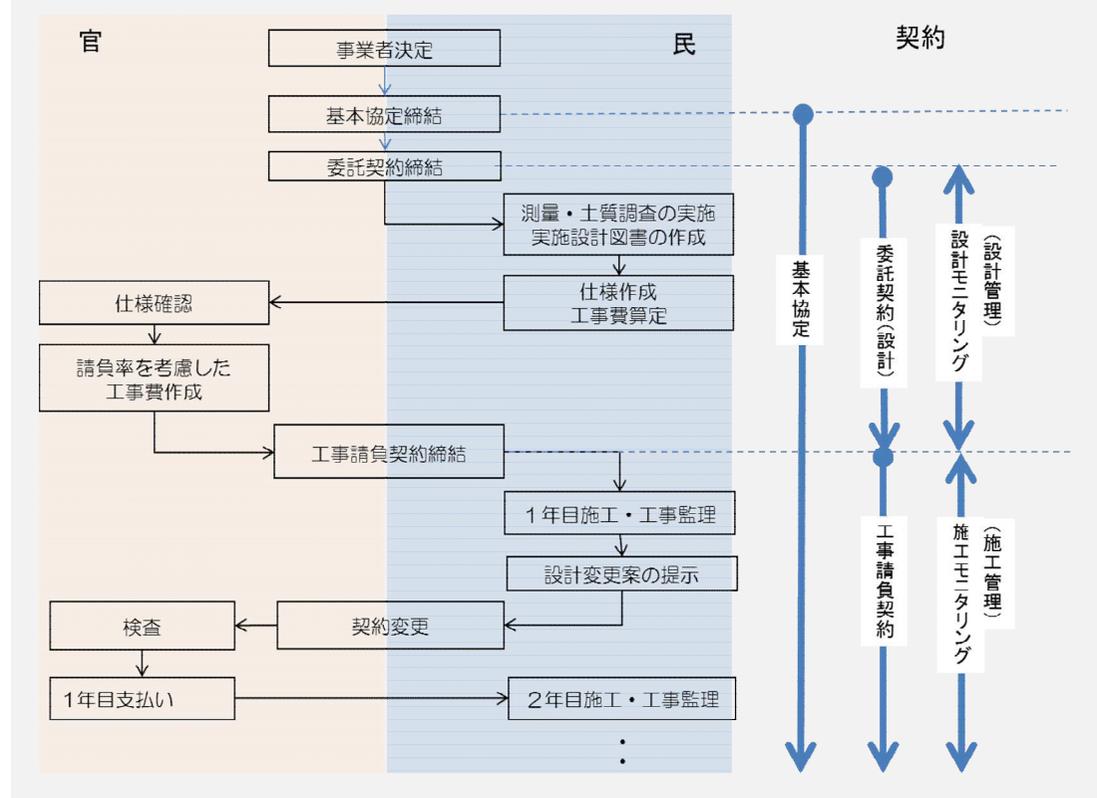
< 契約フローの比較 >

■ 一般的DB一括契約方式と、技術提案・交渉方式に基づくDB方式の両方が想定

一般的DB方式の契約フロー



技術提案・交渉方式に基づくDB方式の契約フロー



§ 50 設計変更を含めた契約フロー③

＜一般的DB一括契約方式と、技術提案・交渉方式に基づくDB方式の比較＞

		一般的DB方式の契約方式	技術提案・交渉方式に基づくDB方式の契約方式
発注前	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施工業者のアイデアを踏襲した設計が可能。 ➤ 多工区をまとめて発注することが可能なため、発注手続きが短縮化でき、管理費の削減が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施工業者のアイデアを踏襲した設計が可能。 ➤ 多工区をまとめて発注することが可能なため、発注手続きが短縮化でき、管理費の削減が可能。 ➤ 工事費を詳細設計後に交渉できるため事業者のリスクが低減。
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 発注後の設計変更に係る手間を省くために詳細な調査が必要。 ➤ 基本設計の精度を上げるため、多くの時間が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 設計企業と工事企業のコラボレーションを図るため、説明会などを実施する必要。
発注後	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 原則として設計変更しない契約方法であるため、事務手続きが簡素化。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 委託契約での実施設計後に工事費を確定するため、設計変更の内容が明確化可能。 ➤ 詳細な内訳書を示すことが可能。
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 出来高の差異が発生した場合に行政側の判断余地に制限。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 設計変更内容の確認が必要。

§ 51 事業契約の基本的な考え方

○PPP/PFI手法により事業契約を締結する場合には、未普及解消事業の事業期間は債務負担を考慮した上で最大5年程度となる。これに関連して、事業期間中に起こりうるリスク事象の可能性を検討して契約書等に反映し、事業継続性を担保できるよう官民双方の責任分担を具体的かつ明確に取り決めるとともに、官民双方の債務の詳細・履行方法等を含め検討し、事業契約等の内容を公表する。

< 契約方式による契約内容の違い >

➤ 一般的DB方式の契約方式

- 設計施工が一体となった工事請負契約を締結する
- 契約締結後、事業者は設計図書に基づいて請負代金内訳書・工程表を作成する
- 原則として設計変更はしない方式としているが、何らかの事由により設計変更が発生した場合に備えて、変更金額の算定の根拠となる工事費単価をあらかじめ発注者・受注者双方で協議・合意しておくことで円滑な協議が可能

➤ 技術提案・交渉方式に基づくDB方式の契約方式

- 発注者と受注者との間で事業契約締結に向けて協議するため、必要な諸手続、および双方の協力義務について定めることを目的に基本協定を締結することが必要
- 基本協定を締結した後に調査の実施設計書作成までを委託契約として締結し、工事費が算出された段階において、請負工事を随意契約で締結
- 詳細設計を行っていない、提案段階で工事費の内訳をどの程度提出させるか検討が必要

➤ いずれの契約方式であっても、未普及解消事業の場合には、工事が完了し使用可能となった箇所から部分引き渡しをすることで、早期に供用開始をさせることが望ましい。

§ 52 事業契約の締結

○選定された事業者と事業契約等を取決める際には、双方当事者の権利義務を具体的かつ明確に示し、双方の債務・履行方法、リスク分担等について規定する。

➤ 事業契約を取り決める際の注意事項

- 発注者・受注者双方の権利・義務を取り決める、明確な契約内容とすること
- 発注者・受注者双方が負う債務の詳細・履行方法について定め、契約の規定に違反した場合における措置について定めること
- 発注者が受注者に対して行う関与を必要最小限とすることに配慮しつつ、受注者の事業履行を監視し、事業の確実な実施を確保すること
- リスクを最もよく管理することができるものが当該リスクを負う考え方に基づいてリスク分担を決めること。あわせて、経済的に合理的な手段で軽減または除去するための措置を講ずる範囲・内容を定めること
- 事業を継続することが困難となる場合の理由、措置について明確に定めること
- 事業契約等の解除条件について明確に定めること

➤ リスク分担の考え方

- リスク要因の項目(技術特性、自然条件等)を分類し、具体的な事例を想定して検討
- DB方式を用いた契約上重要となる点は、設計変更要因や設計変更額、設計承認時の受発注者間のリスク分担や、その後のリスク分担のあり方についても検討して規定する必要がある

§ 53 設計変更の考え方

○事業開始前に予見不能な事象によって設計変更を行う場合には、現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書を作成した上で、積算内容との整合を図るよう努めることが必要

➤ 設計変更の対象となりうる事案

- 当初の発注時で予期しえない土質条件・地下水位などが確認された場合
- 当初想定していた工事着手時期に、受注者の責によらず工事に着手できない場合
- 協議等の所定の手続きを行い、発注者が指示を行った場合 など

➤ それぞれの方式における留意点

＜一般的DB方式による契約の場合＞

- 現地調査を提案書提出前に民間側の責務として実施し、設計変更要素を少なくさせる
- 事業体側の原案を開示し、基本路線を明確化し変更要素を少なくする
- 代価表などの単価構成を明確化し、金額の構成に齟齬が生じない枠組みとして、施工条件の変更を少なくする など

＜技術提案・交渉方式に基づくDB方式による契約の場合＞

- 請負工事費を決定するための考え方や算定方法については、プロポーザル前に決定しておく必要がある
- 設計変更を行うための理由については、従来発注方法で実施されている変更理由に鑑みて決定を行う など

§ 54 事業契約の変更・取消し

○やむを得ない事情によって事業継続が困難となり、契約の変更、取消しが生じる可能性もある。そのため、事業契約の解除条件等ならびに手続を具体的に規定し、発注者・受注者双方の責任負担と責任部分をあらかじめ明確に示すことが紛争を回避する上で求められる。

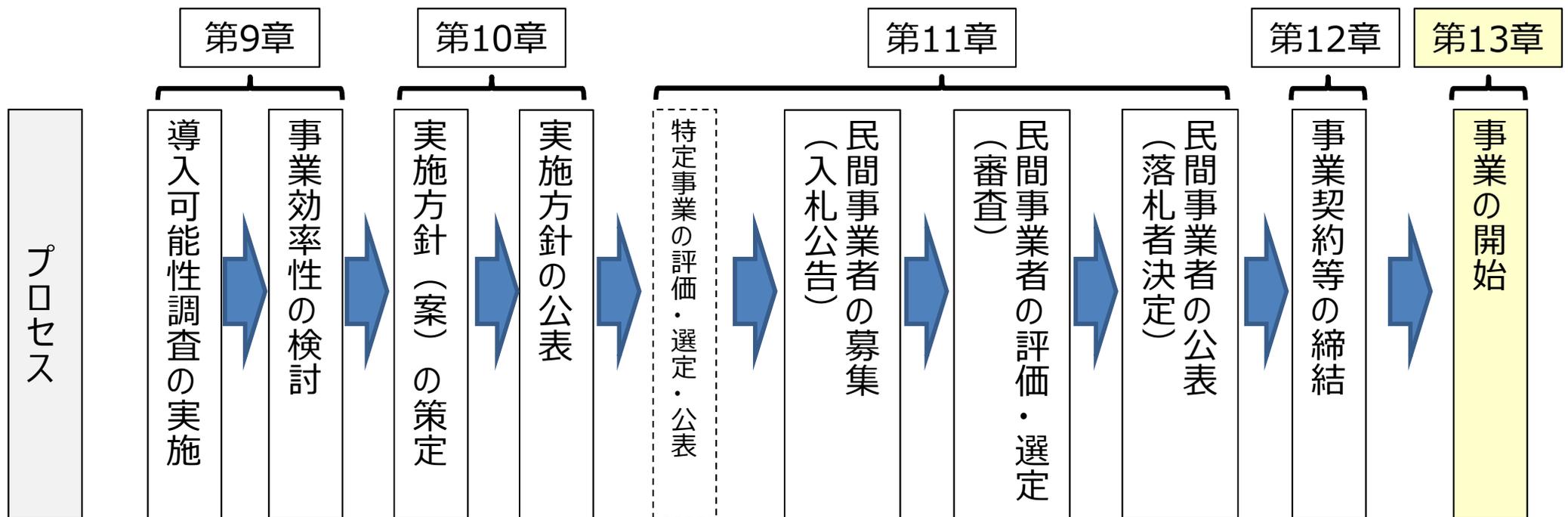
▶ 事業継続が困難となる場合の措置

- 紛争の未然回避のために下記の事項について検討
 - ・ 事業継続が困難となる事由
 - ・ 事業継続が困難となる事由が発生した場合又は発生するおそれが強いと認められる場合において事業契約等の当事者の取るべき措置
 - ・ 事業修復の可能性があり、事業を継続することが合理的である場合における事業修復に必要な措置
 - ・ 事業中止時における未普及解消事業の将来における実施に関する措置
- 工事中止の場合の責任分担、契約解除の場合の措置を具体的に検討

▶ 具体的規定

- 解除権についての規定
 - ・ 発注者側／受注者側双方の解除権に係る規定内容
- 工事の中止についての規定
- 解除に伴う措置に係る規定

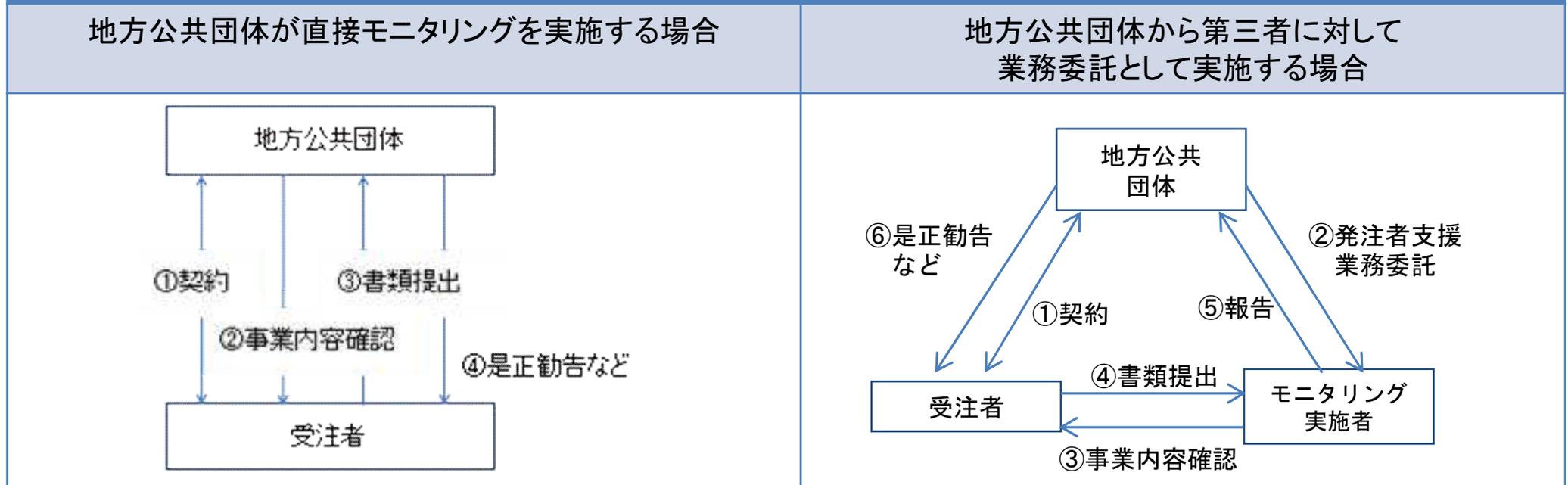
7.事業の実施 (マニュアル第13章)



§ 55～ § 56 事業の実施/要求水準書等の確認

- 事業は、あらかじめ地方公共団体と事業者の双方で締結した事業契約等に従って開始することとする。
- 地方公共団体は、事業が公平公正かつ透明に実施されているかを確認する必要がある。確認の方法としては、地方公共団体が事業契約や要求水準、及び提案書に示された事項が適切に実施されているかを監視するモニタリング（設計監理・施工監理）と受注者が自ら事業の実施状況を報告するセルフモニタリングがある。

地方公共団体によるモニタリング



受注者によるセルフモニタリング

- 受注者によるセルフモニタリングでは、受注者自身が事業の進捗状況について地方公共団体に報告する。報告する項目は、双方で事前に定めておく。
- セルフモニタリングの結果と地方公共団体によるモニタリング結果を合わせることで、ダブルチェックの機能を果たす。これによって、より確実な事業の実施が期待される。



ご清聴ありがとうございました。